

令和6年台風10号により被害を受けられました皆さまへ

東日本少額短期保険株式会社

代表取締役社長 南部 剛史

令和6年台風10号により被害を受けられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。

弊社では、今回の令和6年台風10号にかかる災害等（災害のおそれを含む）により災害救助法が適用された以下地域の市町の被災者等に対し、「保険料のお支払い」（継続手続きを含む）につきまして、払込期間の猶予措置を設けるなどの措置を実施いたします。

■災害救助法適用市町

【愛知県】

蒲郡市

【宮崎県】

宮崎市

都城市

延岡市

日南市

小林市

日向市

串間市

西都市

えびの市

北諸県郡三股町

西諸県郡高原町

東諸県郡国富町

東諸県郡綾町

児湯郡高鍋町

児湯郡新富町

児湯郡川南町

児湯郡都農町

東白杵郡門川町

東白杵郡諸塚村

東白杵郡椎葉村

東白杵郡美郷町

西臼杵郡高千穂町

西臼杵郡日之影町

西臼杵郡五ヶ瀬町

【鹿児島県】

鹿児島市

鹿屋市

枕崎市

阿久根市

出水市

指宿市

西之表市

垂水市

薩摩川内市

日置市

曾於市

霧島市

いちき串木野市

南さつま市

志布志市

奄美市

南九州市

伊佐市

始良市

鹿児島郡三島村

鹿児島郡十島村

薩摩郡さつま町

出水郡長島町

始良郡湧水町

曾於郡大崎町

肝属郡東串良町

肝属郡錦江町

肝属郡南大隅町

肝属郡肝付町

熊毛郡中種子町

熊毛郡南種子町

熊毛郡屋久島町
大島郡大和村
大島郡宇検村
大島郡瀬戸内町
大島郡龍郷町
大島郡喜界町
大島郡徳之島町
大島郡天城町
大島郡伊仙町
大島郡和泊町
大島郡知名町
大島郡与論町

(内閣府ホームページ：災害救助法の適用状況をご参照ください)

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

■特例措置

災害救助法適用地域にお住まいのご契約者・被保険者の契約について、
保険料の払込猶予期間を延長する措置を実施いたします。

※別途お客様の状況に応じた柔軟な対応を講じてまいりますので下記までお気軽にご相談下さい。

お問い合わせはこちらまで

○「賃貸住宅プラン」「LIVE サポートプラン」のご契約者様

0120 - 062 - 588 (平日 9:30~17:30)

○「住まいる保険」のご契約者様

0120 - 533 - 570 (平日 9:30~17:30)